

自転車の通行ルールについて



はかた駅前通り

道路下水道局 管理部 自転車課
市民局 生活安全部 防犯・交通安全課

はじめに

自転車は手軽で環境にやさしく、健康づくりにも寄与する乗り物であることから近年注目されています。これまで皆様のご協力のもと、安全で快適な自転車利用を促進するため、自転車通行空間等の整備やルール・マナーの啓発活動に取り組んでまいりました。

道路交通法改正により令和8年4月から青切符による取締りが予定されているため、改めて交通ルールを確認して安全運転を心がけましょう。



出典：国土交通省ホームページより

本研修で学んでいただきたいこと

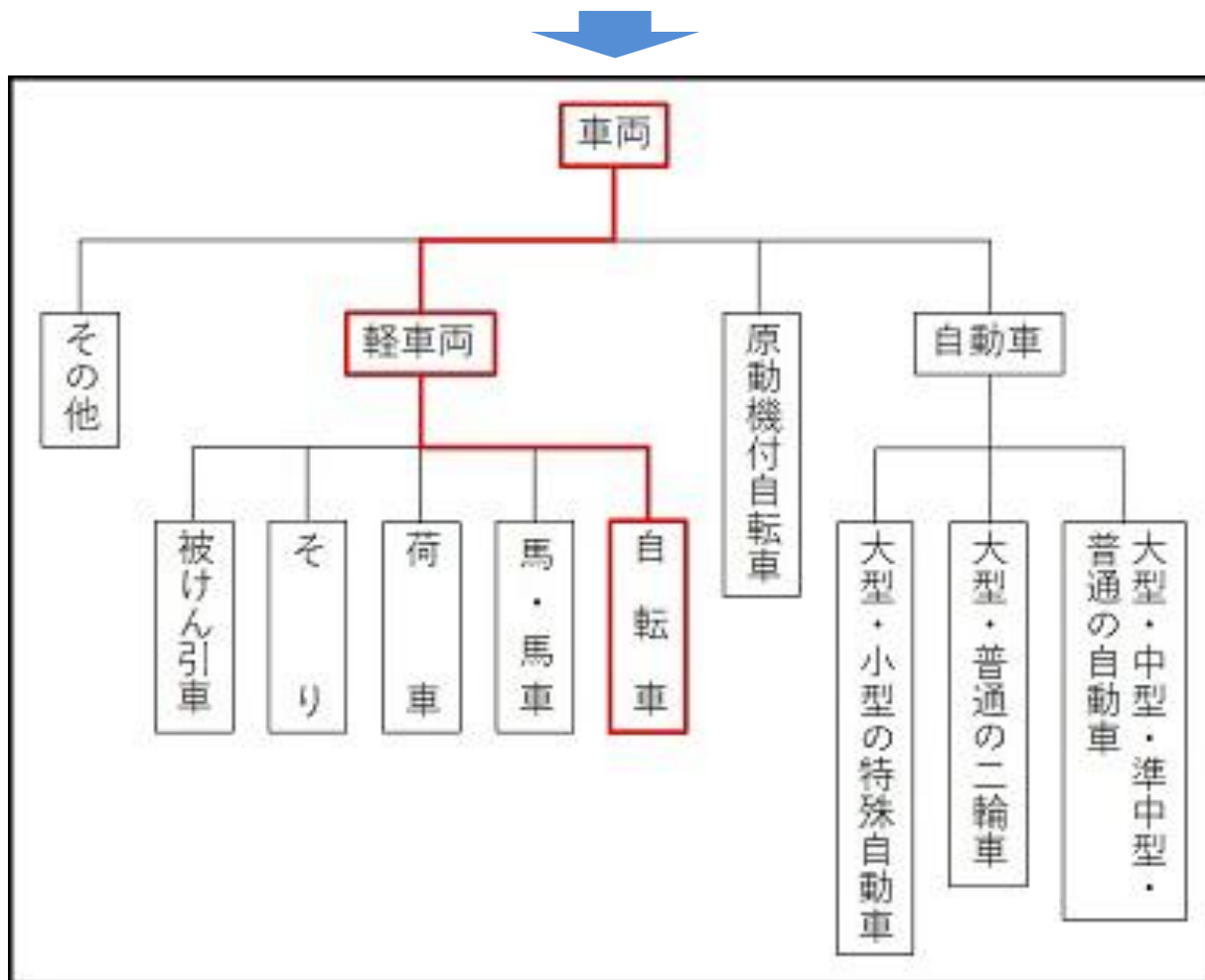
1. 自転車とは
2. 基本のルールについて
3. 自転車通行空間の通行ルールについて
4. 交差点の通行ルールについて

1. 自転車とは

自転車とは

自転車は、道路交通法上は「**軽車両**」となっています。

そして、自転車の中には大きさや構造に応じて「**普通自転車**」とされているものがあります。



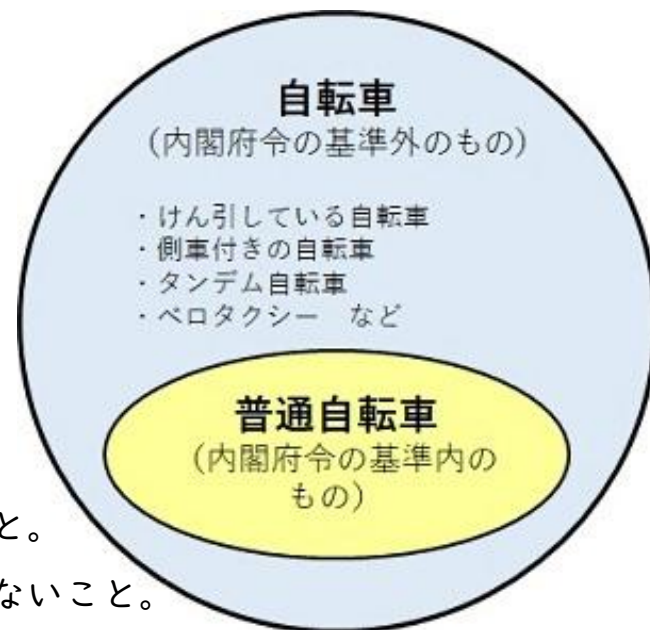
1. 自転車とは

普通自転車とは

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないもの。

内閣府令

車体の大きさ	長さ 190 c m以内 幅 60 c m以内
車体の構造	4 輪以下であること 側車をつけていないこと。（補助輪は除く） 運転者以外の乗車装置を備えていないこと （幼児用乗車装置を除く） ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出物がないこと。



出典：警視庁ホームページより

1. 自転車とは

自転車の種類①

自転車と一口に言っても、通勤や買い物など日常生活で使うのか、本格的なレースに参加するのか、オフロードを楽しみたいのか、さまざまな目的での利用が考えられます。目的や用途別にいくつかタイプに分けて特長を紹介します。

シティサイクル



シティサイクルは最も一般的な形の自転車です。上体を起こしたゆったりとした姿勢で走ることができ、荷物を載せられるカゴや荷台、汚れから衣服を守る泥除けやチェーンガードなどが標準でついており、普段使いに適しています。

ミニベロ（小径車）



20 インチ前後のタイヤを装備した小径自転車。走り出しが軽く、日常的な街乗りに適しています。折りたたみできるタイプもあり、収納や携行がしやすい便利な自転車です。

スポーツタイプ自転車



マウンテンバイクやロードバイクなど、それぞれの使用目的に適するよう意図して設計された自転車です。近年では街乗りでも使用されるようになってきています。

子ども用自転車



子ども用の自転車には、大きく「キックバイク」と「補助輪付きの自転車」、「補助輪なしの自転車」の3種類があります。子どもの体格や発達程度に合わせて段階的に選べるように作られているため、基本的にはメーカー各社が設定する適応身長を目安に種類やサイズを選択します。

1. 自転車とは

自転車の種類②

カーゴバイク



カーゴバイクとは、大きな荷物などを運ぶことができる自転車です。車体の後部に荷物を積載するもの、前方に荷物を積載するものなど、用途に応じた様々な形状のものが存在します。

電動アシスト自転車



電動アシスト機能がついた自転車。ペダルを漕ぐ力をモーターがサポートしてくれるので、ペダリングが軽く、子どもを乗せた状態でも、坂道を走行する際もラクに走ることができます。

道路交通法の基準に適合しない 電動アシスト自転車に注意！

電動アシスト自転車には以下①～③を含め、道路交通法の定める基準があります。

- ①ペダルをこがないと走行しない構造であること
- ②人の力「1」に対して、電気モーターによるアシスト力は最大で「2」まで
- ③アシスト力は 10km/h を超えたら徐々に減り、24km/h で「0」になること

1. 自転車とは

利用に注意が必要な自転車

“ペダル付原動機付自転車”は自転車ではなく“バイク”です

“ペダル付原動機付自転車”はいわゆる“バイク”であって、道路交通法上は原動機付自転車に分類されます。一般原動機付自転車に該当するものは、いずれの方法で走行させる場合であっても下記のことが必要になります。

- ・ ナンバープレートの表示
- ・ 運転免許を受けていること及び免許証の携帯
- ・ 一般原動機付自転車の交通ルールを守ること
乗車用ヘルメットを着用すること
原則一番左側の車両通行帯を通行すること
多通行帯の交差点では二段階右折すること
- ・ 保安基準を満たした装置
- ・ 自賠責保険または共済の契約

危険 ルールを無視したペダル付き電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- ・ スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- ・ 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自動車です!!

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。

公道を走行するために必要なこと

check 01 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許	check 02 ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー等の備付け
check 03 ナンバープレートの取付け・表示 x1234	check 04 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入

自賠責 証明書

警察庁・都道府県警察

ルールの無視は罰則の対象です!

- 歩道を走行してはいけません
- 乗車用ヘルメットを着用しなければなりません
- 車両用信号を遵守しなければなりません
標識も守らなければなりません
- ナンバープレートの取付け・表示をしなければなりません

保安基準に適合しなければなりません

- バックミラー
- クラクション
- ウィンカー
- ヘッドライト
- ブレーキ など

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。

TSマーク

型式認定を受けているものはこちら

出典：警察庁ホームページより

1. 自転車とは

利用に注意が必要な自転車

新たに「特定小型原動機付自転車」が定義されました

令和5年7月1日からは、電動モビリティのうち一定の基準を満たすものは、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されています。

原則、車道通行で**最高速度20km/h以下**。また、「特例特定小型原動機付自転車」の場合は自転車通行可の歩道も走行可能ですが、**最高速度6km/h以下**などの条件があるため、利用には注意が必要です。



電動モビリティの車両区分				
自動車	免許必要	大型自動車、中型自動車 準中型自動車、普通自動車 大型特殊自動車、大型自動二輪車 普通自動二輪車、小型特殊自動車		
		一般原動機付自転車		
原動機付自転車	免許不要	特定小型 原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御	緑色点灯 最高速度表示灯	歩道・自転車歩行者道 (走行可能)
		特例特定小型 原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御	緑色点滅	

※道路交通法上の車両区分です。

2. 基本のルールについて

自転車に乗る時の基本ルール **自転車安全利用五則** を守りましょう。

自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化を機会に、令和4年11月1日に内容が変更されました。

〜自転車安全利用五則〜

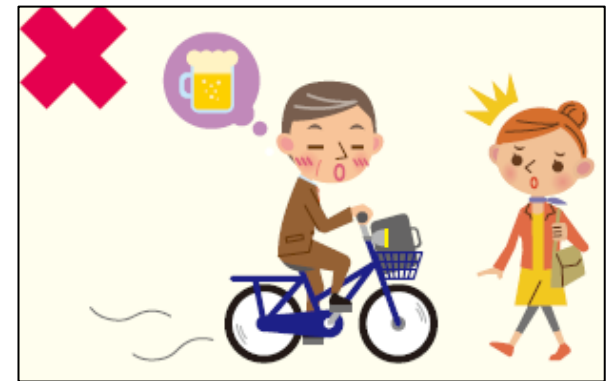
①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用



2. 基本のルールについて

① 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

違反した場合

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
もしくは2万円以下の罰金又は科料



例外として自転車が歩道を通行できる場合

自転車は車道の左側通行が原則ですが、以下の場合（※普通自転車に限る）は歩道を通行することができます。 その際も歩行者が優先であり、自転車は車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。

① 普通自転車歩道通行可の道路標識や道路標示があるとき

② 車道を通行することが危険であると認められる方が運転するとき

- ・ 13歳未満の子ども
- ・ 70歳以上の高齢者
- ・ 身体の不自由な方

③ 車道や交通の状況から見てもやむを得ないとき



2. 基本のルールについて

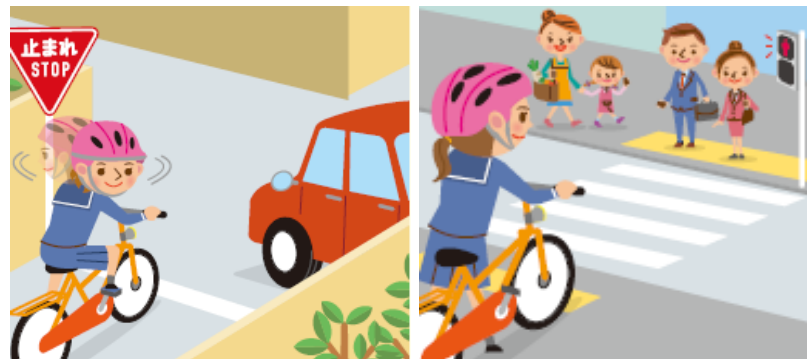
②交差点では 信号と一時停止を守って、安全確認

違反した場合 3カ月以下の懲役または
5万円以下の罰金

○車道通行時は**車両用信号機**を守る

○歩道通行時は**歩行者用信号機**を守る

（歩行者・自転車専用と表示された歩行者用信号機がある場合を除く。）



③夜間はライトを点灯

違反した場合 5万円以下の罰金

○前方の安全確認だけでなく、歩行者や自動車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトをつけましょう。



2. 基本のルールについて

④ 飲酒運転は禁止

酒酔い運転
違反した場合

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転
違反した場合

3年以下の懲役または50万円以下の罰金



⑤ ヘルメットを着用

令和5年4月1日より、**全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務**となりました。

○自転車運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

○自転車運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

○児童や幼児の保護者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



2. 基本のルールについて

自転車の スマホ・酒気帯び 罰則強化

○令和6年11月の改正道路交通法の施行により自転車の危険な運転の罰則が強化されました。



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は罰則外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

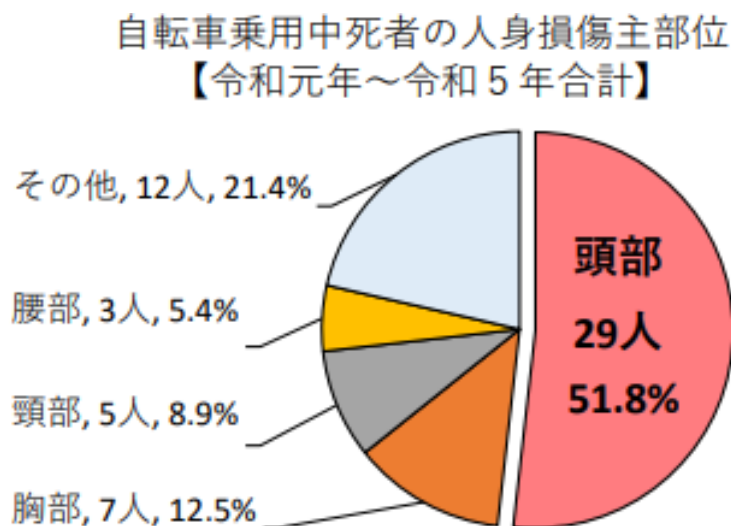
2. 基本のルールについて

自転車死亡事故の**51.8%**（注記1）が頭部に致命傷を負っています

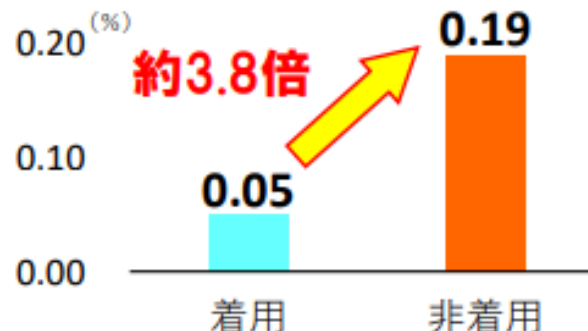
また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用してる場合と比較して、着用していない場合の致死率は**約3.8倍**高くなっています。

自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

（注記1）令和元年から令和5年までの福岡県内における自転車乗用中死者の損傷主部位の割合



自転車乗用中死傷者におけるヘルメット着用状況頭部損傷致死率の比較
【令和元年～令和5年合計】



出典：福岡県警察ホームページより

交通事故による被害を軽減するために、子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めてください。

2. 基本のルールについて

安全性を示すマークの付いたヘルメットをかぶりましょう

自転車に乗るときは乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

乗車用ヘルメットは、SGマークなどの安全性を示すマークのついたものを使い、あごひもを確実に絞めるなど正しく着用しましょう。

※ヘルメットの一例



SGマーク



JCF公認マーク



JCF推奨マーク

出典：警視庁ホームページより

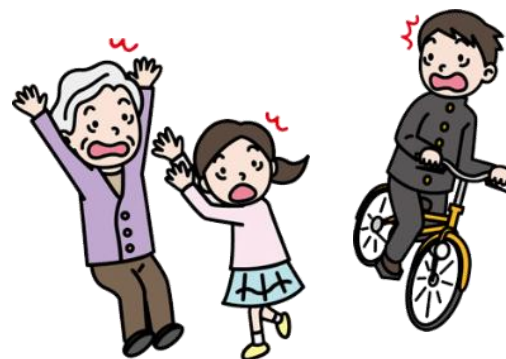
2. 基本のルールについて

自転車損害賠償保険等^(※)への加入は“義務”

近年、自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が全国的にも相次いでいることなどを踏まえ、被害者救済の観点から、「福岡市自転車の安全利用に関する条例」において自転車損害賠償保険等^(※)への加入が義務付けられています（令和2年10月～）。

保険加入義務の対象者

- ・ 自転車利用者
（未成年者が利用する場合はその保護者）
- ・ 業務中に従業員に自転車を利用させる事業者
- ・ 自転車貸出業者



自転車事故の高額賠償事例

賠償額

9,521万円

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

（※）自転車損害賠償保険等・・・自転車を利用中の事故により生じた、他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済。個人賠償責任保険（自動車保険や火災保険の特約等）やTSマーク付帯保険など、さまざまな種類があります。

2. 基本のルールについて

自転車の交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入されます。

自転車の交通違反に反則金を納付させる、いわゆる“**青切符**”による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が令和6年5月に可決、成立しました。

16歳以上で信号無視や携帯電話を使用しながらの運転等が対象となり、パブリックコメントを実施したうえで、**令和8年4月より施行予定**となっています。

既に自動車等の反則行為とされている違反行為
⇒原動機付自転車と同一の額

軽車両固有の違反行為
⇒罰則が同程度である原動機付自転車の違反に対する額を参考

違反行為	罰則	反則金	違反行為	罰則	反則金
携帯電話使用等（保持）	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	12,000円	被側方通過車義務違反（側方通過時の自転車等による違反）	5万円以下の罰金	5,000円
信号無視	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	6,000円	自転車制動装置不良（ピスト自転車等）		
通行区分違反（逆走、歩道通行等）		5,000円	並進禁止違反	2万円以下の罰金又は科料	3,000円
指定場所一時不停止等			軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）		

出典：警察庁ホームページのパブリックコメント資料より

2. 基本のルールについて

自転車等の安全を確保するための規定の創設

令和8年4月より施行予定の改正道路交通法より、自動車が自転車の右側を通過する際に両者の間に十分な間隔がないとき、自動車は**自転車との間隔に応じた安全な速度で進行**する、自転車は**可能な限り道路の左端側によって通行**するという義務が罰則付きで規定されます。

十分な間隔の具体的な数値は規定されていませんが、自動車が自転車の側方を通過する際に、「1.5m以上の安全な間隔を保つ」か、「徐行する」よう呼びかける「思いやり1.5m運動」が全国で広がっています。



2. 基本のルールについて

自転車の点検整備を行いましょ

乗る前の点検整備も行ってください。

合言葉は「**ブタはしゃべる**」です。

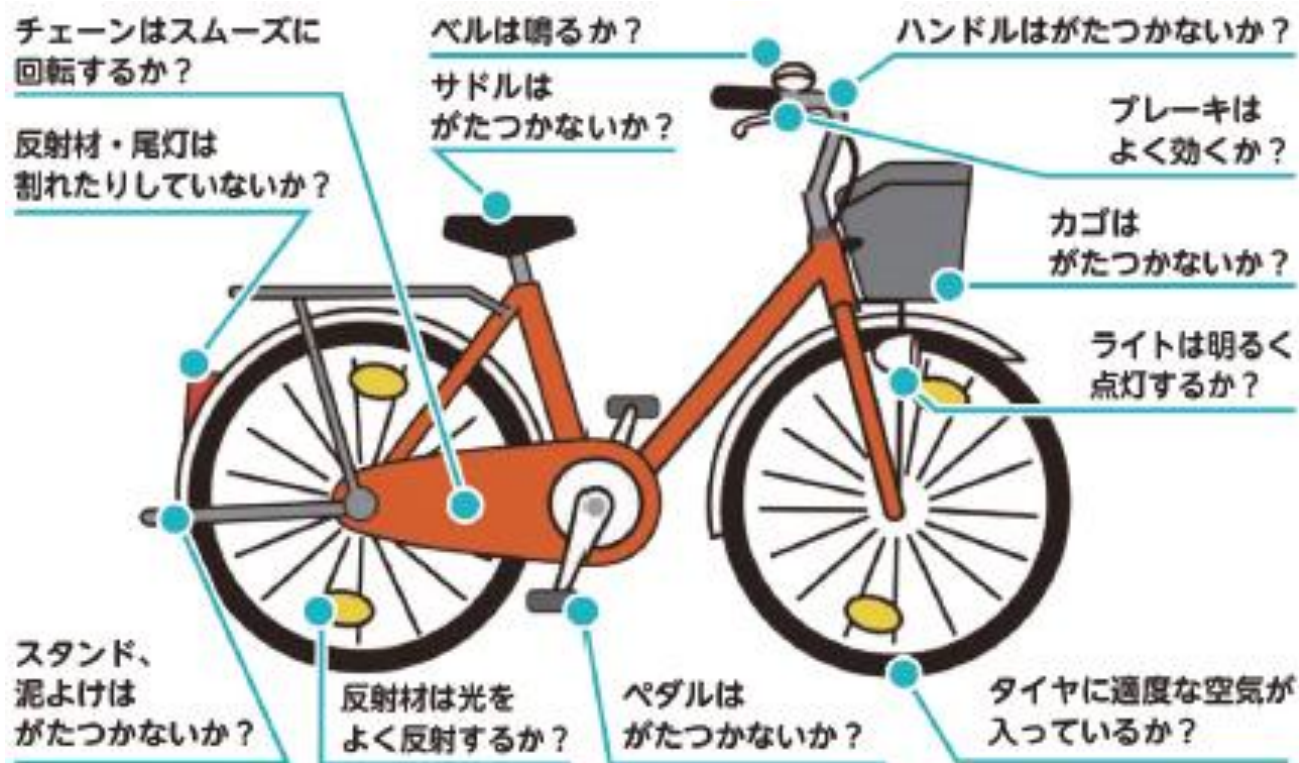
ブ・・・ブレーキ

タ・・・タイヤ

は・・・反射材・ライト

しゃ・・・車体

べる・・・ベル



出典：内閣府ホームページより

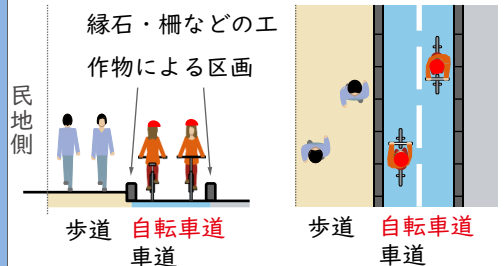
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

では、自転車通行空間の通行ルールについて学んでいきましょう。

福岡市内には現在以下のような形態の自転車通行空間が整備されています。

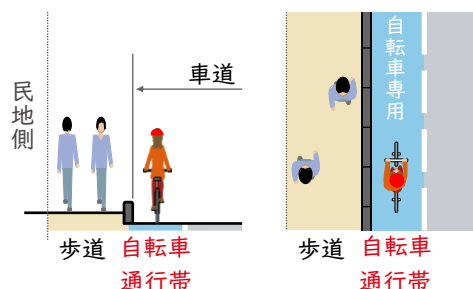
車道内

① 自転車車道



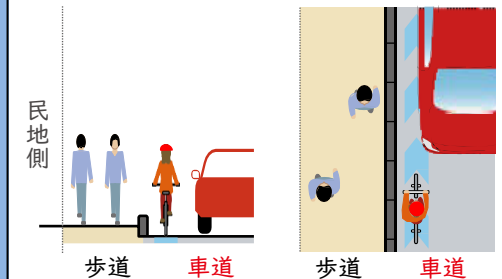
交通規制：あり

② 自転車通行帯



交通規制：あり

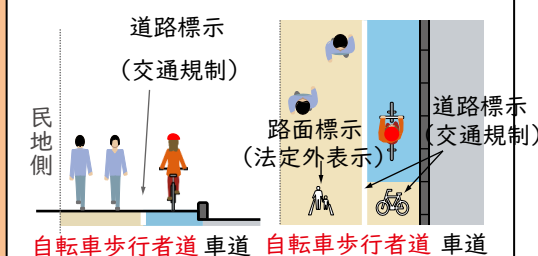
③ 車道内共存・車道混在



交通規制：なし

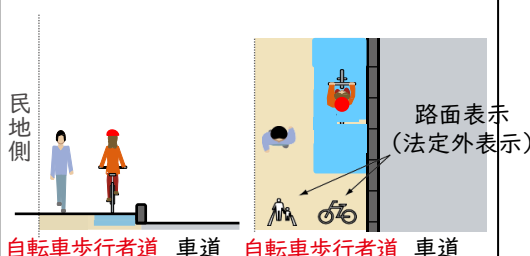
歩道内

④ 自転車歩行者道



交通規制：あり

⑤ 自転車誘導部



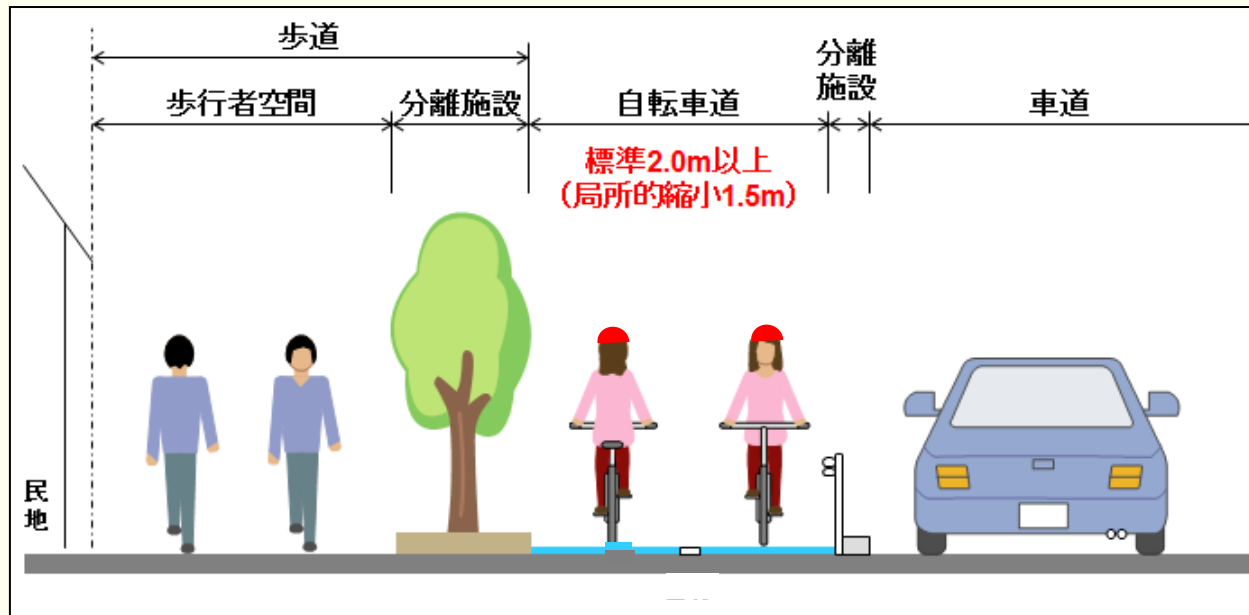
交通規制：なし

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

① 自転車道

このタイプは道路交通法に基づく交通規制がかかっており、自転車は双方向に通行できますが、自転車道がある道路では、自転車は必ず自転車道を通行しなければいけません。

交通規制あり



通行

双方向に通行可（左側通行）

ルール

自転車道がある場合、普通自転車は自転車道を通行

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

① 自転車道



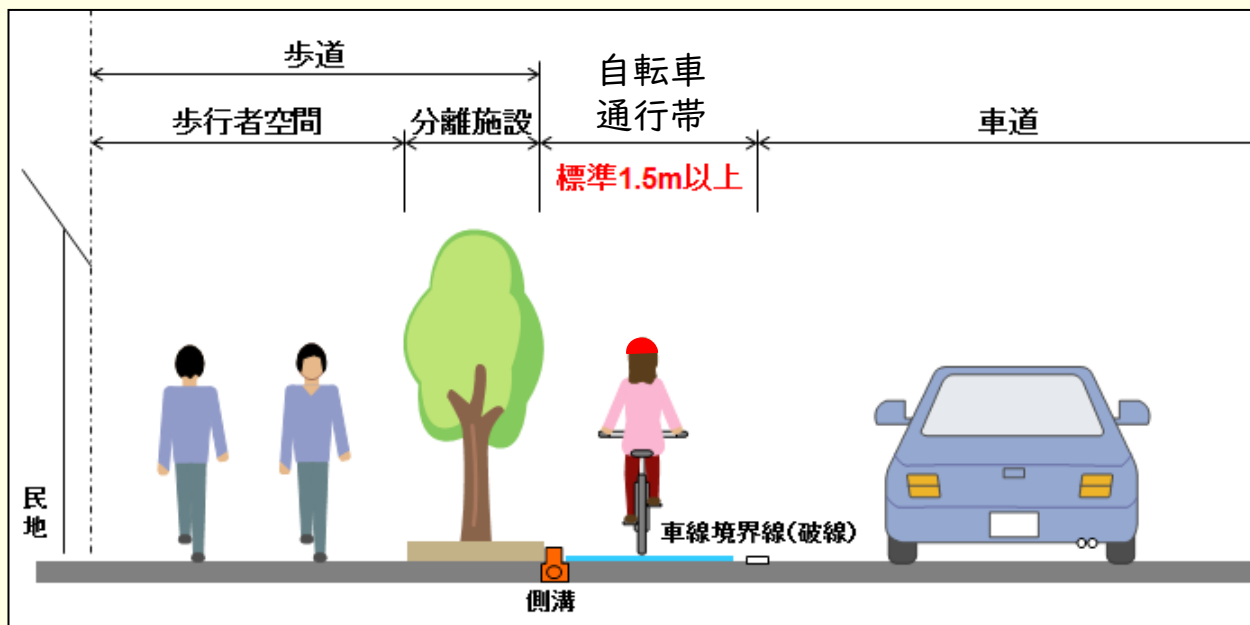
※国土交通省九州地方整備局施工

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

②自転車通行帯

このタイプは道路交通法に基づく交通規制がかかっており、自転車は左側の一方通行となります。
自転車通行帯がある道路では、自転車は原則として自転車通行帯を通行しなければいけません。

交通規制あり



通行

左側の一方通行

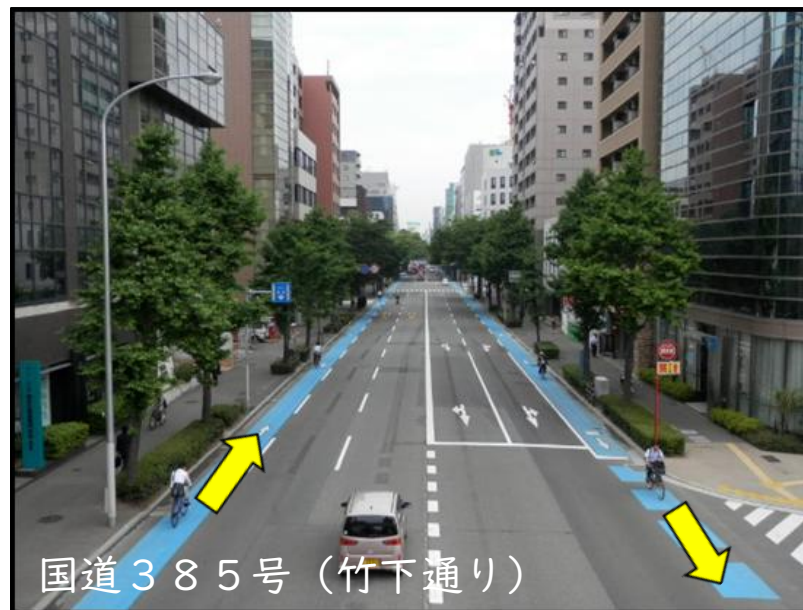
ルール

普通自転車は、自転車通行帯を通行

自動車は原則、自転車通行帯に進入不可

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

②自転車通行帯



3. 自転車通行空間の通行ルールについて

③車道内共存・車道混在

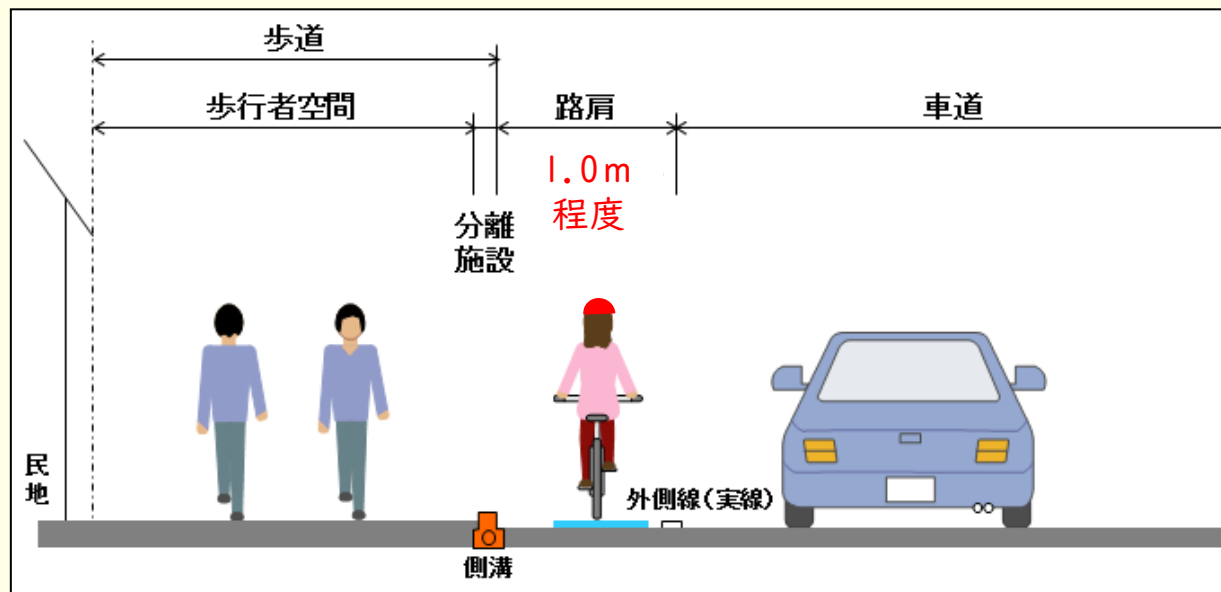
このタイプは啓発サイン（^{やばね}矢羽根）で、道路に自転車の通行位置を明示したものです。交通規制はありません。自動車に自転車の通行位置を示すことで自転車通行の安全性を向上させています。自転車は左側一方通行となります。

交通規制なし

（啓発サイン）



^{やばね}
【矢羽根】



通行

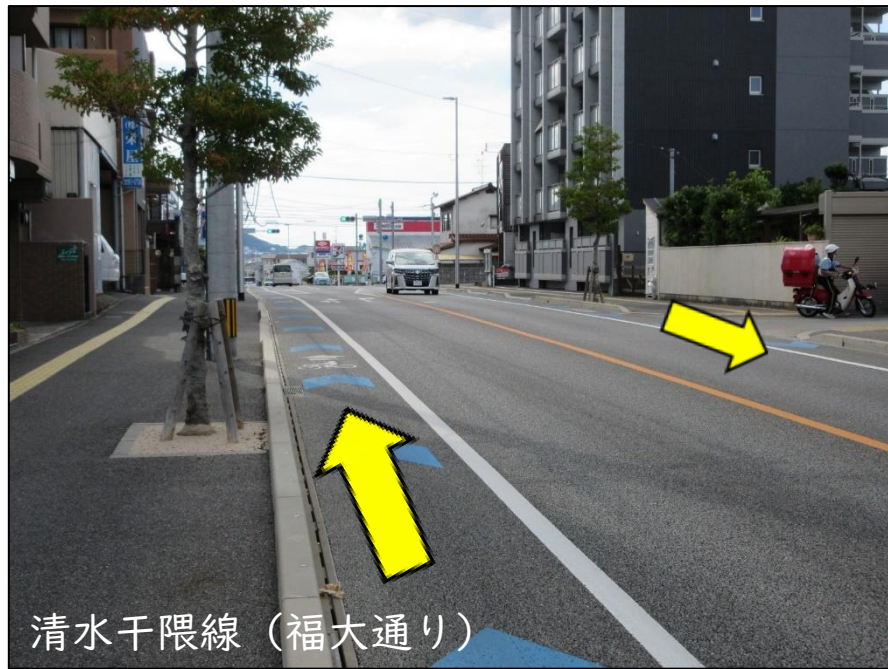
左側一方通行

ルール

矢羽根による交通規制はないが、車道の左側を通行

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

③車道内共存



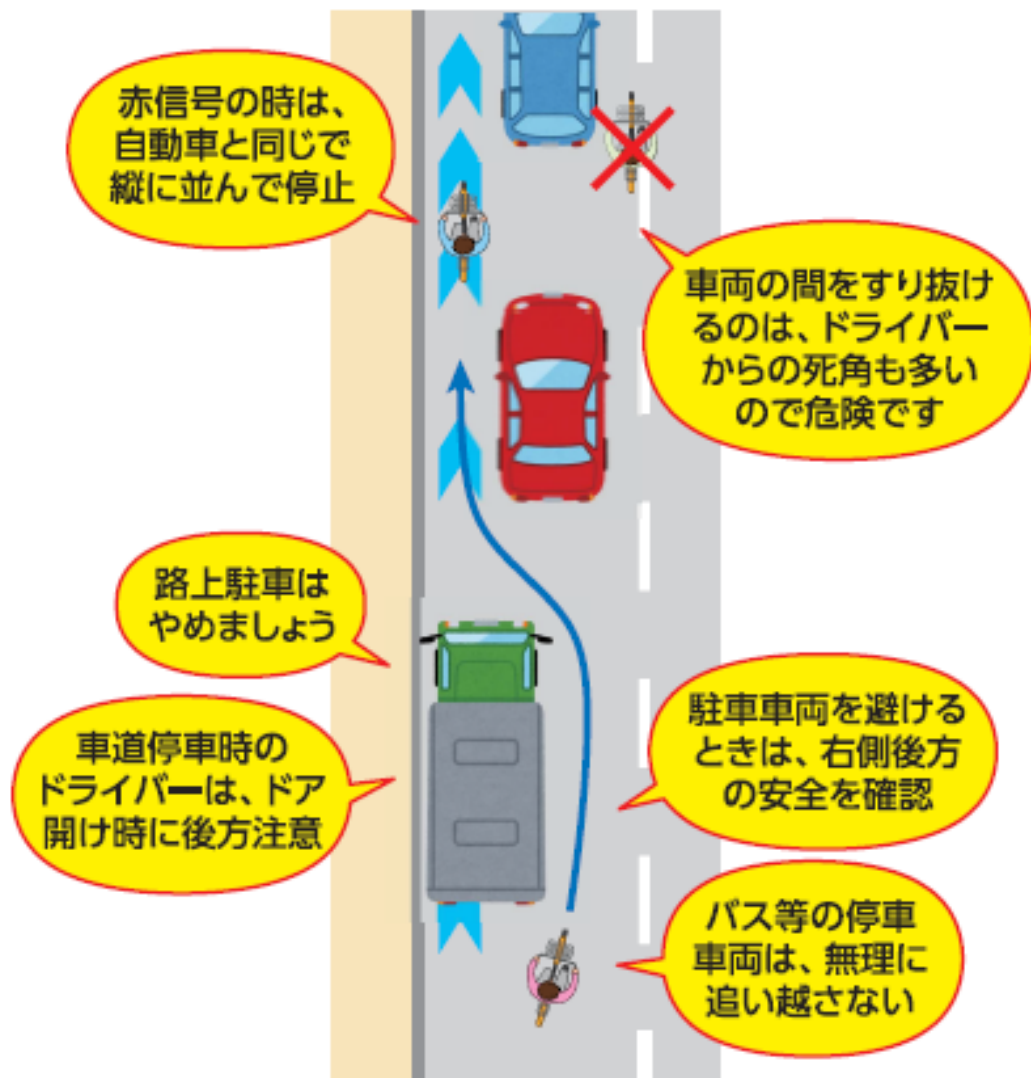
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

③車道混在

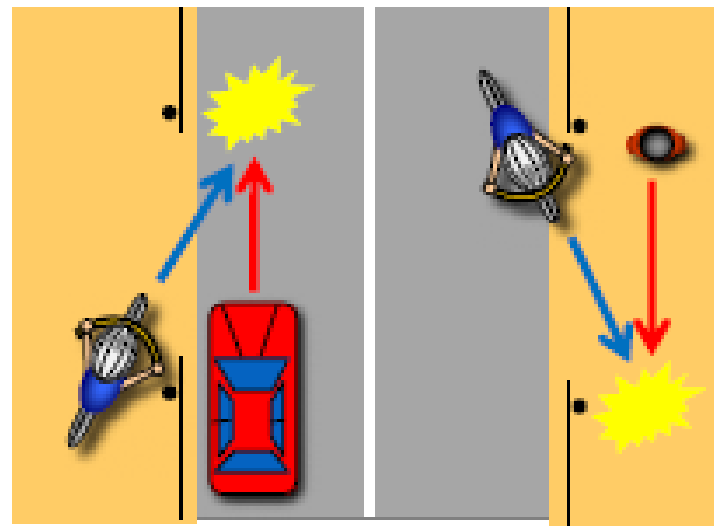


3. 自転車通行空間の通行ルールについて

駐停車車両を避けるときは注意が必要



車道の左側通行が困難な場合は歩道通行が認められますが、
車道から歩道への乗入れまたはその逆の場合も自動車・バイク・歩行者に注意してください。



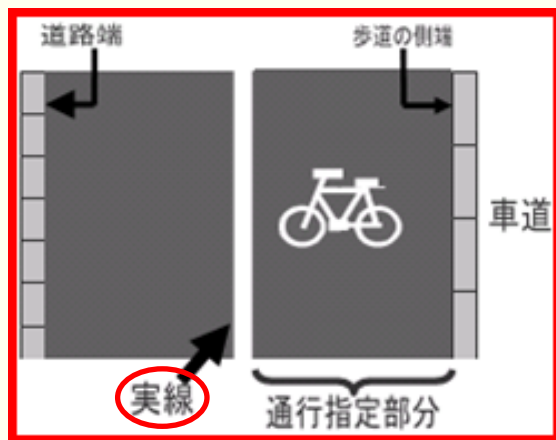
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

④自転車通行部

このタイプは歩道内で白線や柵、縁石等により歩行者と自転車の通行部を分離しているものです。白の実線が設置されている場合は交通規制がかかり、自転車は自転車通行部を徐行しなければなりません。双方向に通行できます（左側通行）。

交通規制あり

（白線の設置）



通行

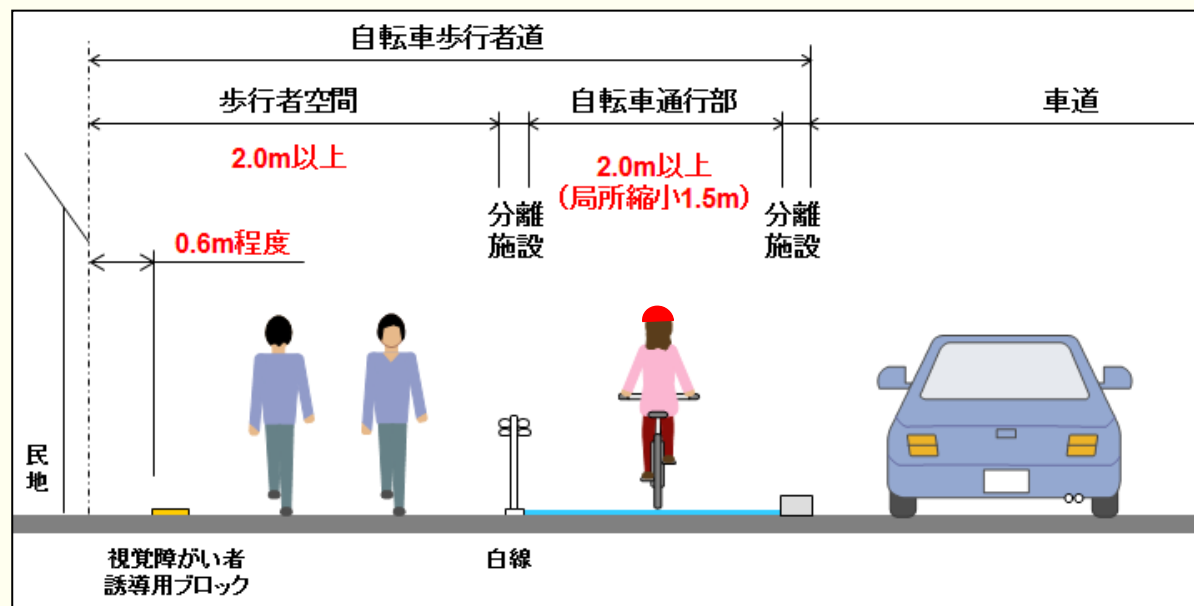
双方向通行可（左側通行）

歩行者優先

ルール

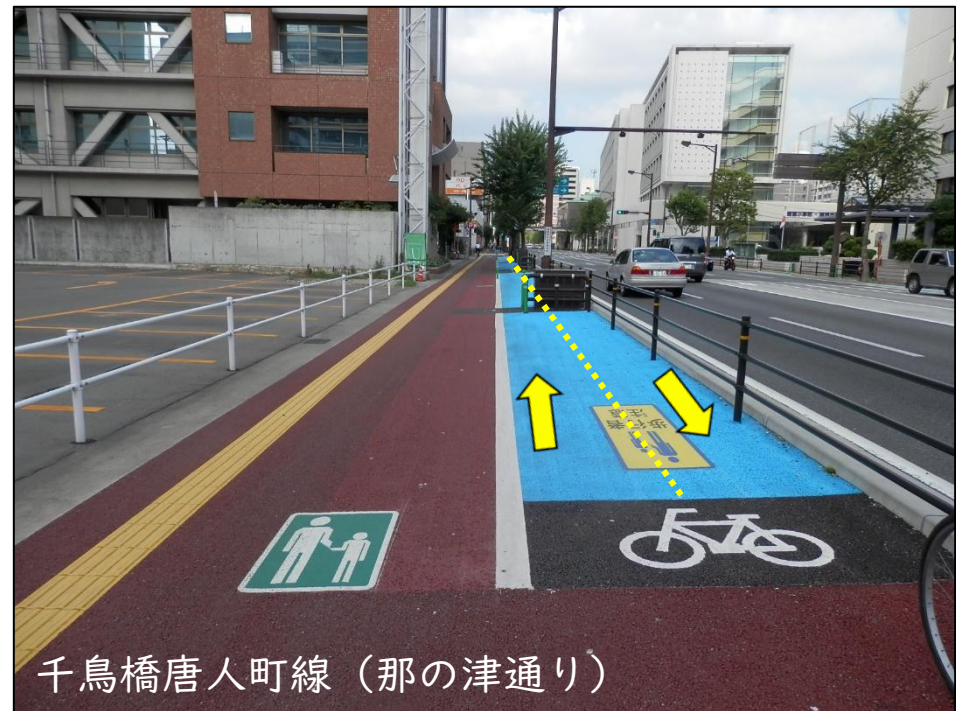
普通自転車通行指定部分の中を徐行

※ただし、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者や、通行しようとする歩行者がいないときは、徐行せずに、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できる



3. 自転車通行空間の通行ルールについて

④ 自転車通行部



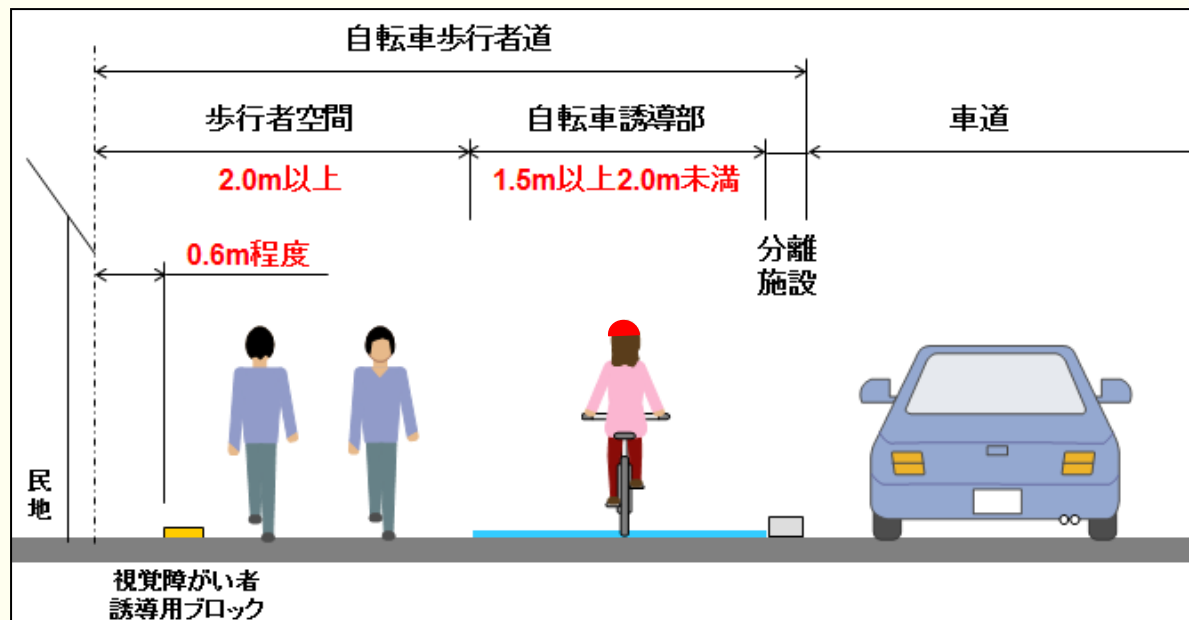
3. 自転車通行空間の通行ルールについて

⑤自転車誘導部

このタイプは歩道内の自転車が行きすべき部分を着色したもので、交通規制はありません。自転車は歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは、一時停止しなければなりません。双方向に通行できます。（通常の普通自転車歩道通行可の標識がある歩道と同じです。）

交通規制なし

（一般的な自転車歩行者道）



通行

双方向通行可（左側通行）

歩行者優先

ルール

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行

（直ちに停止できる速度）し、通行

3. 自転車通行空間の通行ルールについて

⑤自転車誘導部



※整備年次が古い路線は緑で着色されています。

4. 交差点の通行ルールについて

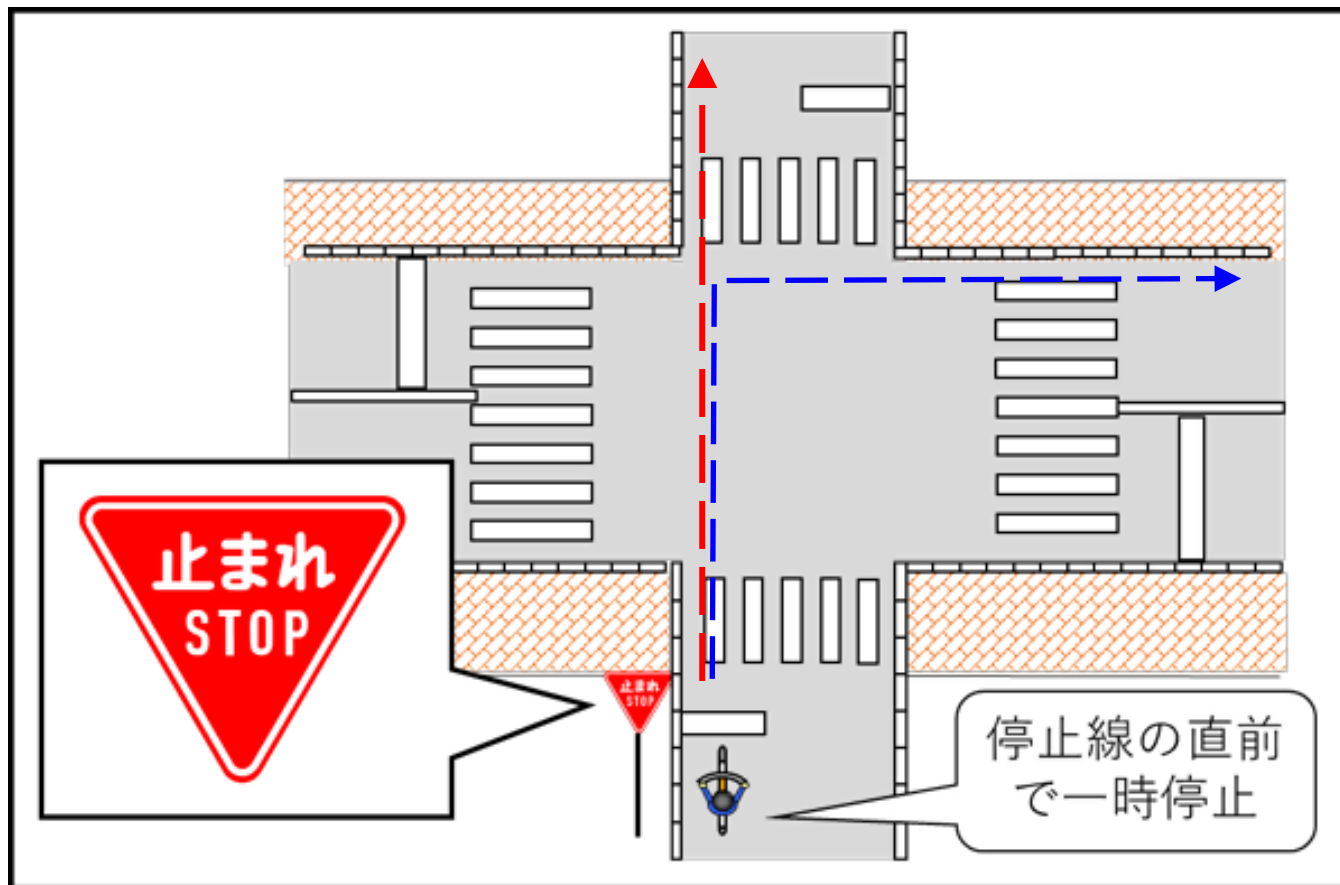
最後に交差点の通行ルールについてです。

※警視庁のHPより転載しています。

1) 一時停止標識のある交差点の場合

自転車は他の車両と同様に道路標識・標示のあるところでは、その効力に従う義務があります。

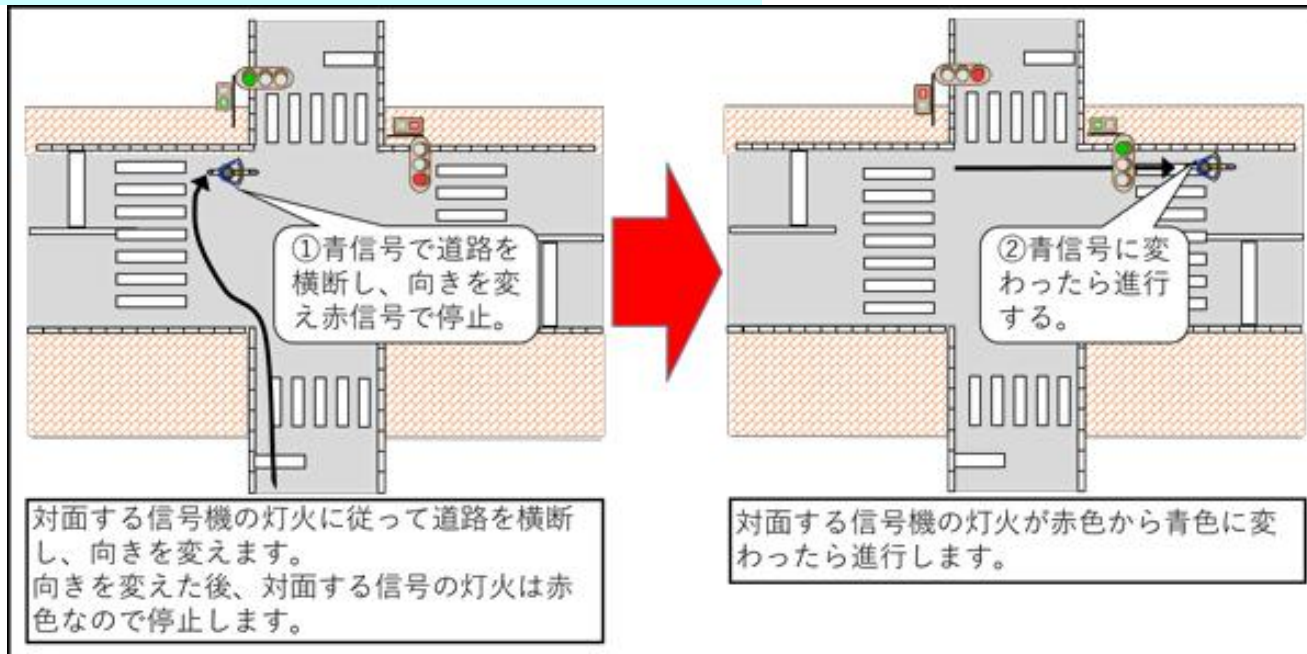
一時停止標識のある交差点では、**停止線の直前（停止線が無ければ交差点の直前）で一時停止**しなければなりません。（罰則）3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等



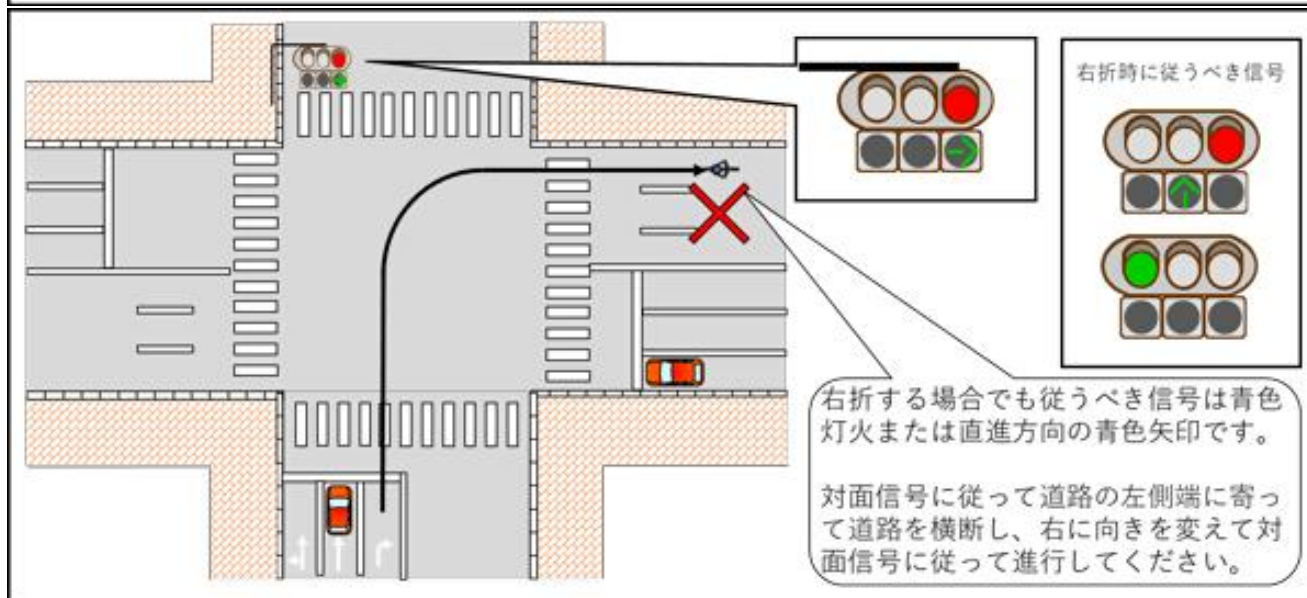
4. 交差点の通行ルールについて

2) 信号機のある交差点の場合 ①十字型交差点

OK



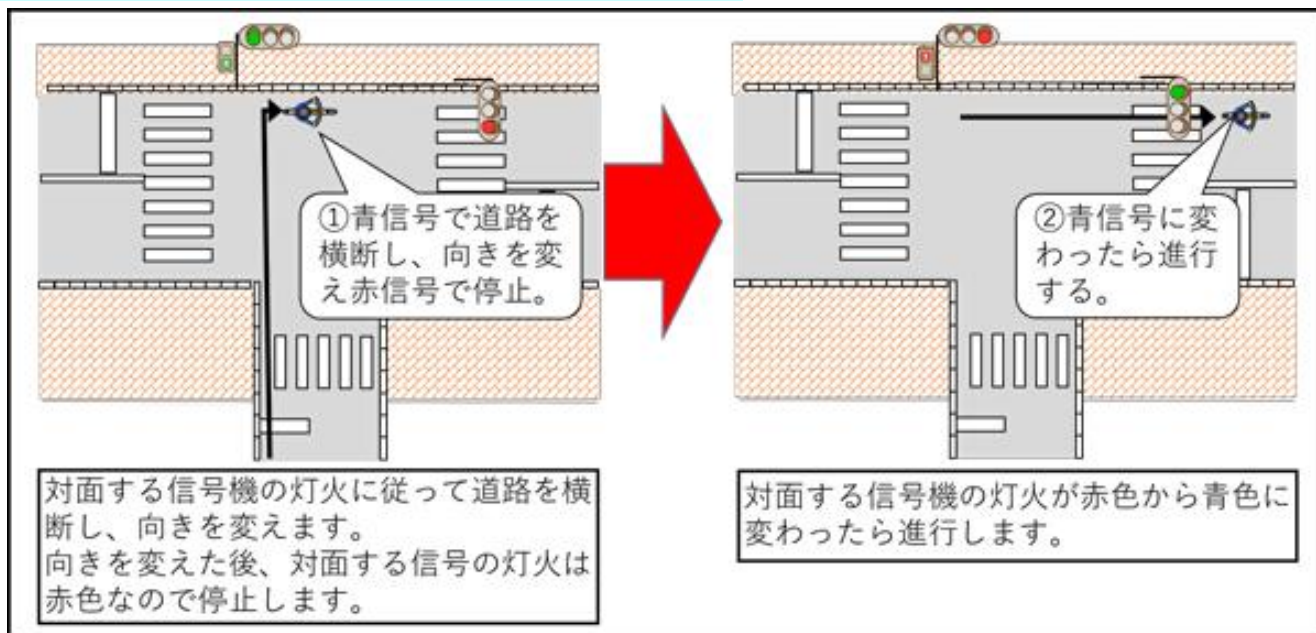
NG



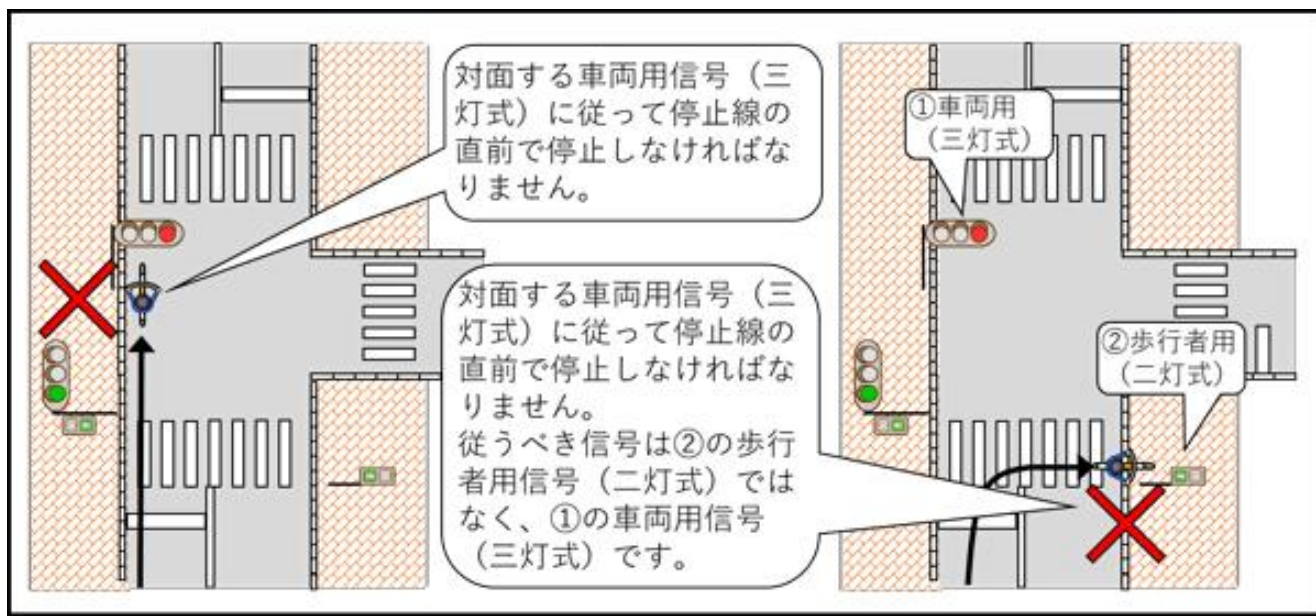
4. 交差点の通行ルールについて

2) 信号機のある交差点の場合 ②T字型交差点

OK



NG

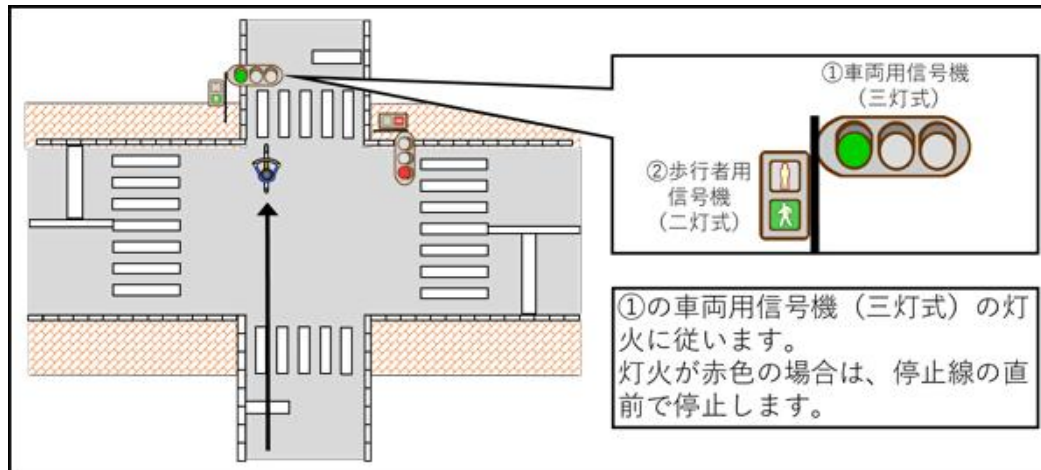


4. 交差点の通行ルールについて

3) 自転車が従うべき信号機（**車道**走行中）

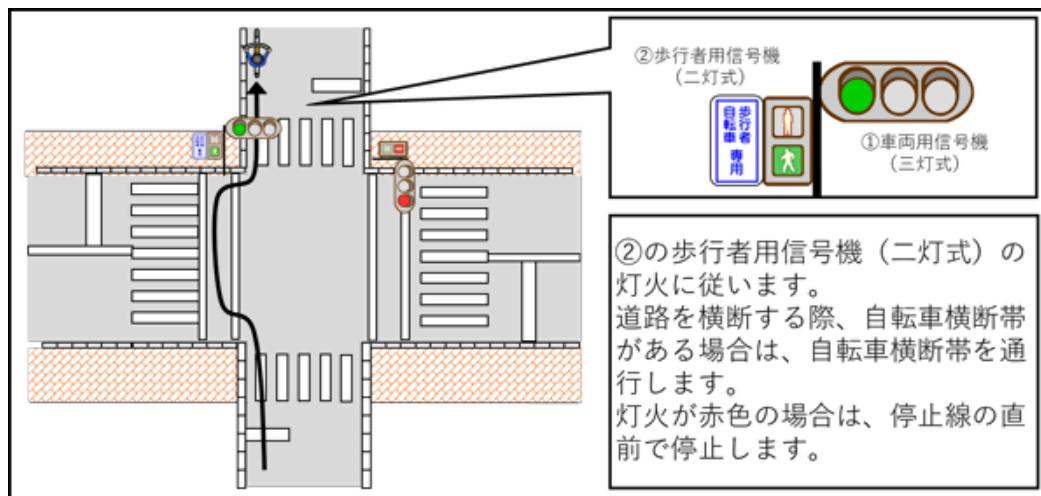
歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

→ **対面する車両用信号機（三灯式）に従って通行します。**



歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

→ **対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。**

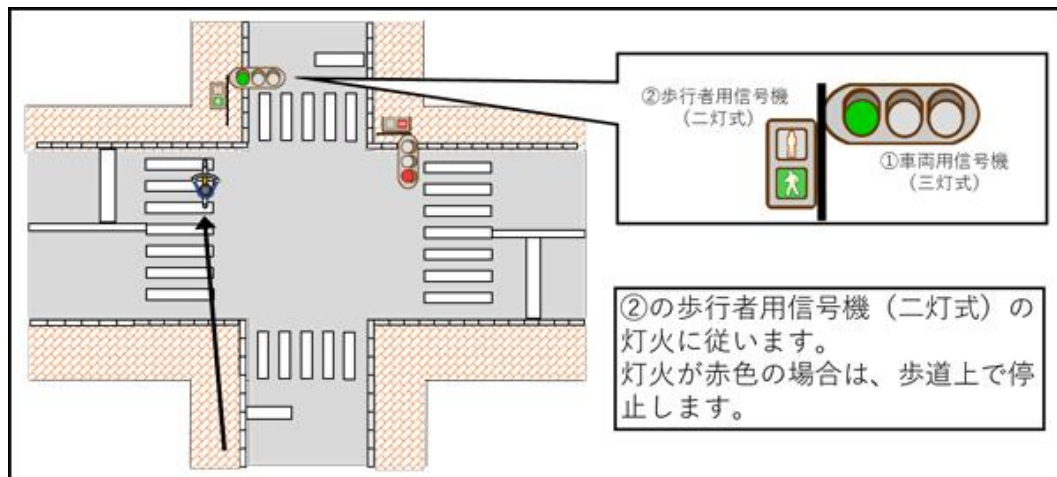


4. 交差点の通行ルールについて

3) 自転車が従うべき信号機（歩道走行中）

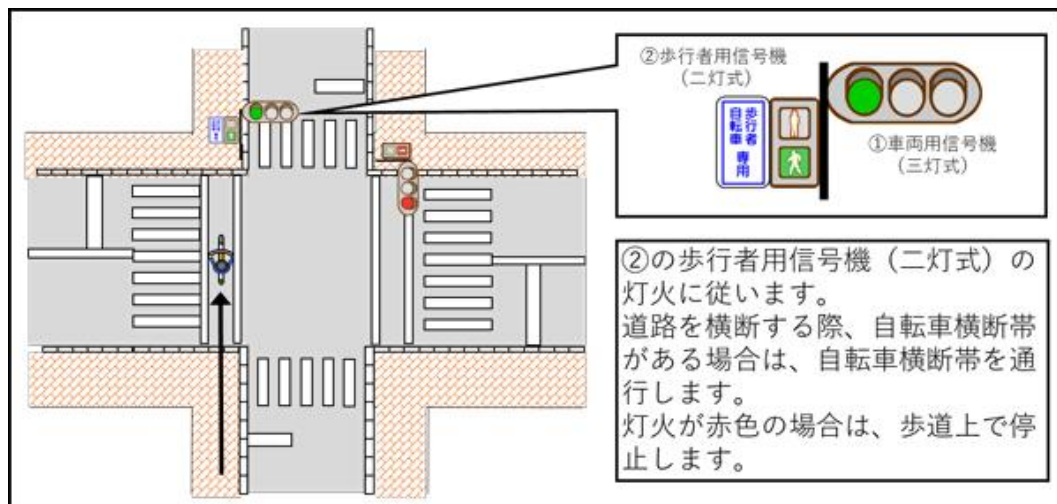
歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

→**対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。**



歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

→**対面する歩行者用信号機（二灯式）に従って通行します。**

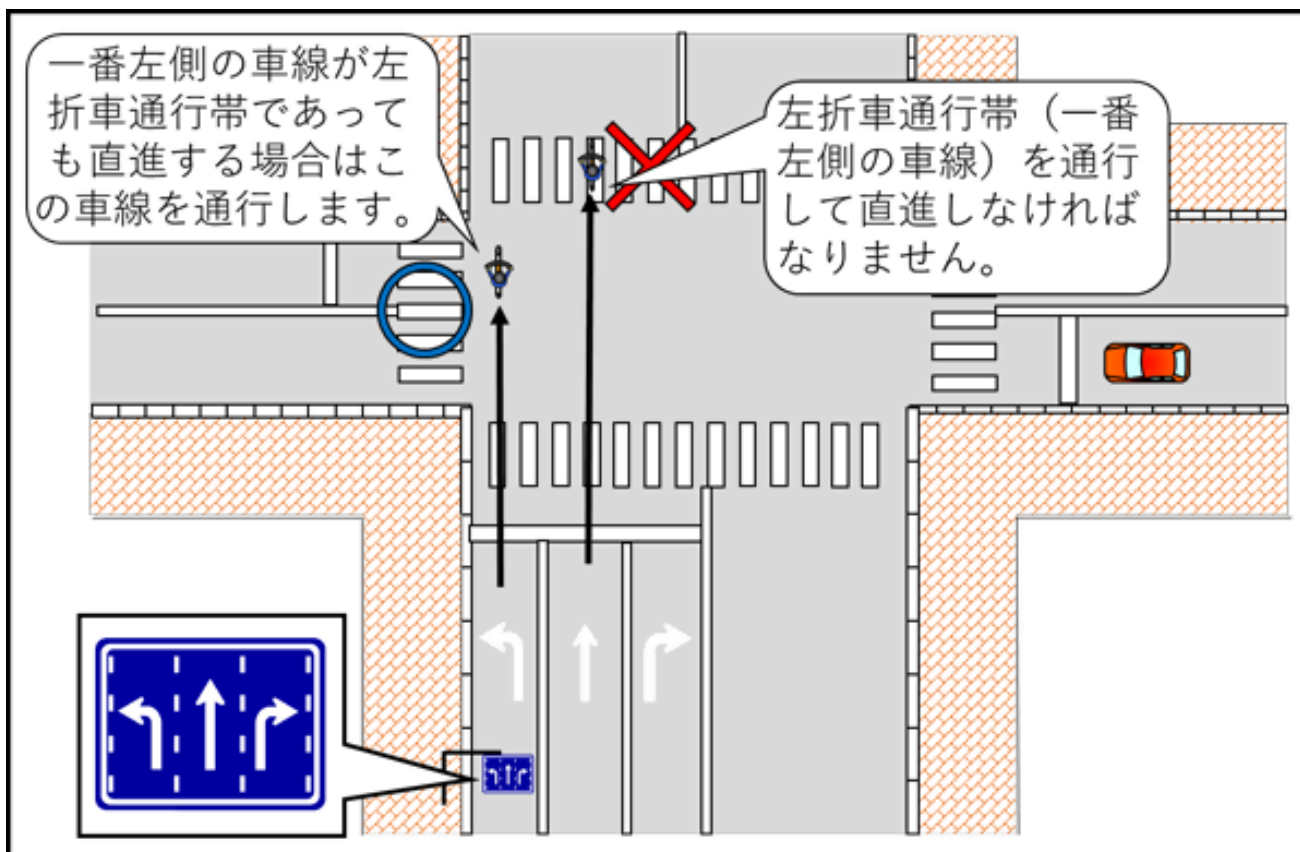


4. 交差点の通行ルールについて

4) 進行する方向に関する通行区分が指定された交差点

自転車は道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときであっても、それに従う必要はありません。

よって、進行する方向に関する通行の区分が指定されている交差点であっても、**自転車は道路の左から数えて一番目の車両通行帯を通行**しなければなりません。（罰則）5万円以下の罰金

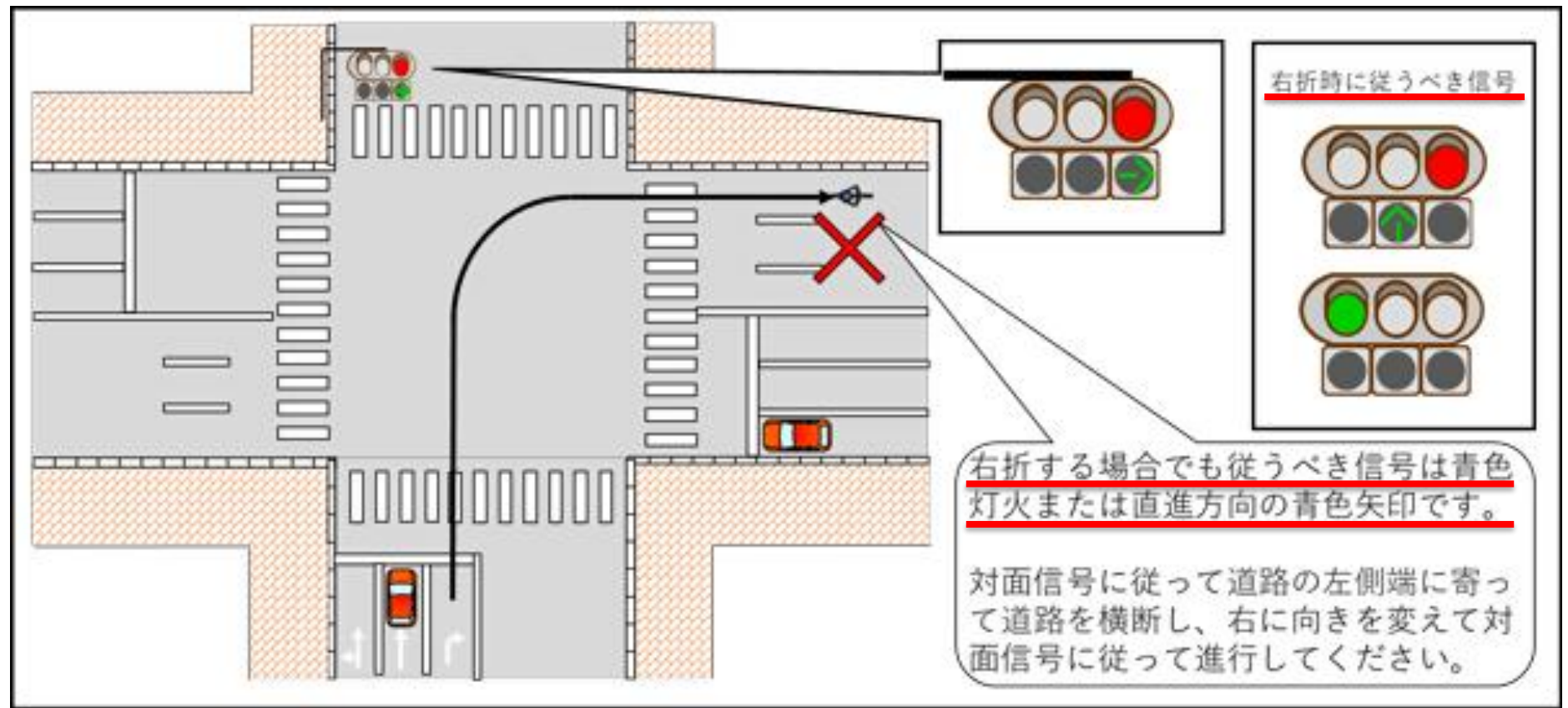


4. 交差点の通行ルールについて

5) 矢印信号機のある交差点

青色の矢印が表示される信号機のある交差点では、自転車が右折する場合、右方向の青色矢印ではなく、青色灯火または直進方向の青色矢印に従います。

自転車はいわゆる二段階右折をしなければなりませんので、青色灯火または直進方向の青色矢印に従って、道路を直進して横断した後、右に向きを変えて対面する信号機に従って進行します。



まとめ

☆**車道が原則！歩道は歩行者優先！**車道寄りを徐行

☆信号や一時停止等の道路標識等を守る

☆夜間はライトを点灯

☆イヤホンやスマホ等の**ながら運転はしない**

☆**飲酒運転は禁止！**

☆**ヘルメット**をかぶりましょう！

☆令和8年4月より**自転車交通反則通告制度(青切符)**による取締りが開始予定

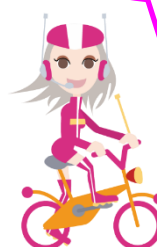
☆安全運転を心がけましょう



町美子



巡子



輪子

私たち
チャリ・エンジェルズです！